#### 【経済産業省(資源エネルギー庁)】

確認事項	コメント
① ミサイル攻撃等の武力攻撃事態やテロについては、どのように対応するのか。	原子力発電所へのミサイル攻撃に対し、政府としては、 ①海上自衛隊のSM-3搭載のイージス艦による上層での迎撃 ②航空自衛隊のPAC-3ミサイルによる下層での迎撃 を組み合わせ、多層防衛により対処することとしています。
	また、武力攻撃事態などに該当すれば、事態の状況に応じて、国民保護法等の関係法令や国民保護計画等に基づき、警報の発令や住民の避難等の措置が迅速かつ的確にとられます。
	原子力発電所については、こうした事態に至れば、原子力規制委員会が、これ ら関係法令や同計画等に基づき、原子力発電所の運転停止や核燃料物質の所在場 所の変更を、原子力事業者に命じます。
	加えて、平素より、様々な事態を想定し、関係機関が連携して各種シミュレーションを行い、国民保護のための訓練等を実施することで、いかなる事態に対しても、国民の安全を守るために備えています。
	経済産業省としても、関係機関及び事業者との連携を密にして、こうした事態 に際して、事業者が迅速に対応できるように注意喚起をしていくとともに、原子 炉の運転停止等が生じた場合には、電力の安定供給の確保に必要な対応を講じて まいります。
② 避難が長期に及んだ場合の、二次避難先の確保や避難先・避難元自治体に対する支援など、住民の避難先の生活について、国として具体的にどのような体制で、どのような支援を行うのか。	
	具体的には、避難指示区域等の設定・見直し、放射性物質に汚染された地域の 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理、健康調査や健康相談等の実施 等の支援、被災者の意向等も踏まえた応急仮設住宅の供与等の避難・受け入れ先 の確保等について、関係省庁や自治体等と連携して取り組んでまいります。

確認事項	コメント
③ 仮に再生可能エネルギーだけで電力需要を賄うとした場合にどのような問題が生じるのか。	再エネについては、国民負担の抑制や地域との共生を図りながら、主力電源化 していくことが政府の基本方針です。
その問題を解決するために、政府の方針に基づいて原発の再稼働を進めることが日本社会にとって必要不可欠なのか。	しかし、再エネの主力電源化にあたっては、 ①再生可能エネルギーのポテンシャルの大きい地域と大規模消費地を結ぶ系統容量の確保や、太陽光や風力の自然条件によって変動する出力への対応②平地が限られているといった我が国特有の自然条件や社会制約への対応③適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生 ④発電コストが国際水準と比較して依然高い状況にある中で、コスト低減、国民負担の最大限の抑制といった様々な課題があります。
	これらの課題の克服に向け、揚水発電の活用等に取り組む一方で、再エネの技 術開発やコスト低減の見通しには不確実性があることは事実です。こうした不確 実性を考慮せずに、再エネだけで電力需要を賄うとすることは、我が国のエネル ギー政策として適当ではないと考えています。
	また、資源が乏しい日本において、気候変動対策を進める中にあっても、安定的で安価なエネルギー供給を確保することは最重要課題であり、その上で、電力を供給する上では、S+3Eのバランスを取るため、①ベースロード電源②火力や揚水式水力、蓄電池などの調整力③再生可能エネルギーをうまく組み合わせることが重要であり、こうした観点から、ベースロード電源を含め、あらゆるエネルギー源を活用していくことが重要です。
	そのため、安全を最優先に、原子力発電を活用していくことが必要不可欠であると考えており、国も前面に立って、説明会などを通じて丁寧な説明を尽くし、 地元の理解を得ながら再稼働を進めてまいります。

確認事項	コメント
④ 設置変更許可が終わっただけで、設計及び工事計画認可、保安規定変更認可が終わっていないのに、なぜこの時期に政府は、立地自治体に対し再稼働の理解要請をするのか。	

#### 【原子力規制庁】

確認事項	コメント
(5) 中国電力は、これまで度重なる不適切事案を起こしてきている。これは、安全に対する意識が低く、また、緊張感と責任感が著しく不足していたためと考えているが、この様な事業者が安全に原発を運転するためにどの様な対応をとられるのか。	
	ます。
⑥ 意図的な航空機の衝突等のテロにより、原子力施設が被害を受けた場合は、原子炉建屋は破壊されないのか。また、使用できる設備等で、放射性物質の放出や拡散を防ぐことができるのか。	新規制基準では、大型航空機の衝突等によって原子炉建物など原子力施設の大規模な損壊が発生することを想定した対策を講じるよう要求しており、具体的には、可搬型設備を中心として柔軟で多様性のある対応ができるように手順書や体制、設備等を整備する方針であり、審査において確認しています。

#### 【内閣府原子力防災担当】

確認事項	コメント
⑦ 大雪などのように広範囲にわたり一度に多くの支援が必要となる災害や、地震・ 津波などのように多くの道路や港の被害が直ちに復旧ができない災害などが原 子力災害と併せて発生した場合、自治体だけでは対応が困難なケースも想定さ れる。例えば、避難ルートが自然災害等により使用できない場合は、あらかじ め定めた代替ルートに変更、または、新たにルートを設定するとともに、迅速 に道路を啓開することとしているが、それでも道路が使えない場合、海上保安 庁、自衛隊、全国からの警察及び消防等の支援を得て、ヘリコプターや船艇を 使用し避難を実施する場合、どのように避難を行うのか。また、緊急時対応で 定めた港湾等が、津波等で被災した場合、具体的にどのようにヘリコプターや 船艇で避難を行うのか。	緊急時対応は、実動部隊を所管する関係省庁も了解して策定しており、実動部隊を派遣することは確実です。ただし、具体的な対応方法は、自然災害の種類や施設の被災状況によって異なってきますので、現段階で確定的なことは申し上げられませんが、これまでの他の大規模災害時の支援を見ていただければ、確実に支援を行うことが分かっていただけると考えられます。
⑧ 感染症流行下で、避難所を計画していた数よりも多く確保する必要が生じたとき、また避難先の自治体が自然災害で被災して受入対応が難しい場合などで、岡山県、広島県よりもさらに広域に避難者の受入調整を行わなければならないときは、自治体の対応だけでは困難であり、国が前面に立って受入先自治体の確保のための調整を行うことを改めて確認する。	中国地方で避難先が充足しない場合は、不足分について中国地方以外の災害等発生時の広域支援に関する協定等を締結している府県との間で、島根県、鳥取県又は国が調整の上、避難先を確保することを基本としていますが、両県がそうした協定による対応を実務上できない場合は、政府も責任を持って対応します。